

令和 4 年 6 月 4 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03392

研究課題名（和文）国際仮想通貨法制を巡る統合モデル原則（私法・公法）の提案

研究課題名（英文）Considering Adequate Legal Models for International Cyber Currencies

研究代表者

久保田 隆（KUBOTA, TAKASHI）

早稲田大学・法学大学院（法務研究科・法務教育研究センター）・教授

研究者番号：50311709

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：まず、当初計画に従い、仮想通貨（暗号資産）やデジタル通貨を巡る私法と公法上の論点の国際相互関係を明らかにし（例：課税が業規制にも影響）、国内外の文献調査や実務家・学者との議論を通じて検討を深め、新興国等を含む諸外国が立法の際に参照可能な仮想通貨法制の統合モデルを提示した。

また、具体的提言として、民法85条の有体性要件の緩和や中央銀行デジタル通貨（CBDC）発行に向けた日本銀行法改正を提案し、CBDCのクロスボーダー化を踏まえ、通貨主権が競合する場合の調整ルールをG20で合意すべきことを提案し、現在は題目でしかない国際法上の通貨、通貨主権概念の再構築を唱えた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

【学術的意義】分散型金融や仮想通貨、リブラ構想、中央銀行デジタル通貨の登場により、通貨や通貨主権とは何か（特に国際法上の要件・効果、域外適用をどう考えるか）、所有権の有体性要件をどう見直すか、プライバシーとセキュリティをどう確保するか（法のみならず技術的対応を含む）、民間の仮想通貨をどこまで保護すべきか、といった重要課題が呈示されたが、本研究はこれに応える試みである。

【社会的意義】上記のデジタル通貨がもたらすインパクトは現在進行中であり、各国や国際社会が法的対応を急ぐ必要に迫られているが、本研究は各国調査に基づく様々な提言を国内外で活発に行うことで、一定の社会貢献を果たした。

研究成果の概要（英文）：First, we clarified; (1) the interconnections between private and public legal issues on digital currencies (DC) such as the impact of anti-money laundering measures on payment regulations and private law interpretations; (2) deepened our study through a survey of domestic and international literature and discussions with practitioners and scholars; and (3) presented an integrated model of DC legislation for the world.

In addition, we proposed; (1) relaxation of the tangibility requirement in Article 85 of the Japanese Civil Code and revision of the Bank of Japan Act for the issuance of central bank digital currencies (CBDCs); (2) in light of the cross-border transactions of CBDCs, that the G20 should agree on coordination rules for cases of competing currency sovereignty; and (3) reconstruction of the concepts of currency and currency sovereignty under international law, which are currently outdated.

研究分野：国際取引法

キーワード：中央銀行デジタル通貨 仮想通貨 暗号資産 通貨 通貨主権 デジタル通貨 法的貨幣論

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

本研究は 2017 年度より開始し、科学研究費助成研究としては 2022 年 3 月まで継続した（その後も個人のライフワーク研究として継続中）。この間、ビットコイン等の仮想通貨、リブラ構想（本年初に頓挫）等の民間デジタル通貨、デジタル人民元等の中央銀行デジタル通貨（CBDC）、テラ USD（本年 5 月に相場急落）等のステーブルコインを巡る状況は目まぐるしく変化し、法規制に関する各国の見解や専門家の見方も様々に変容してきた。これに対して本研究も、各段階の背景・動機に応じて国内外で研究成果を積み重ねてきた。そこで以下、（1）研究開始当初の背景・動機、（2）研究中の状況変化について説明する。

#### （1）研究開始当初の背景・動機

私の 30 年来の専門は、資金決済や通貨に関する制度研究（法的貨幣論）であり、これまでも資金決済システムのリスク対策（博士論文題目で、拙著『資金決済システムの法的課題』国際書院、2003 年）や決済新商品（例：電子マネー、ゲーム通貨等）の法的分析、金融制裁法の域外適用などを研究してきた。

このため、2014 年のマウントゴックス事件（渋谷にあった当時世界最大の仮想通貨交換所がハッキングに遭い、顧客投資家らに 470 億円相当の被害を及ぼした事件）以来、仮想通貨研究を開始した。仮想通貨は、銀行送金に比して送金手数料が極めて安い決済新商品で、法定通貨を代替する可能性があり、特定国（例：北朝鮮等）による金融制裁の抜け道やハッキングを通じた資金稼ぎに用いられており、通貨主権のあり方や通貨の定義を巡る本質的課題（法的貨幣論）に迫るものとして注目してきた。仮想通貨には、相場の乱高下が激しい金融商品としての側面と決済手段としての側面があり、今となっては金融商品としての側面が圧倒的となった（このため、2019 年の資金決済法改正で法令用語が仮想通貨から暗号資産と改められた）が、研究開始当初は双方のアプローチが併存していた。実際、2015 年 6 月の FATF ガイダンス（仮想通貨交換所に登録制か免許制を課し、資金洗浄対策規制を構築することを要求）を受けて投資家保護や健全性確保を企図した事業者規制と資金洗浄対策規制を定めた 2016 年の資金決済法改正では法令用語を仮想通貨と定めた。また、課税や金融システム安定化、個人情報保護対策等も関係する国内外の所管官庁を中心に検討が進んだが、これら公法的課題の相互関連性を探り、相互調整を図る研究や実務対応は乏しく、未だに進んではいない。たとえば、日本の仮想通貨ビジネスが諸外国に比べて育ちにくいのは、資金決済法上の事業者規制をクリアしても、仮想通貨に対する課税が大変厳しい点にあるとされる。これは、事業者規制と課税を組み合わせた結果、日本全体として仮想通貨ビジネスをどの程度育成または抑制するかという全体的視座がないまま個別に規制構築が進む結果、「合成の誤謬」が生じたものと考えられる。そこで本研究では、こうした公法的課題相互の関連性を明らかにし、世界各国が参照できる国際モデル原則を提示することを目指した。さらに、資金洗浄対策や個人情報保護を巡っては、Regtech や匿名化暗号技術など、技術的対応でクリアできる部分もある。そこで、適宜、暗号学者やコンサルタント等の研究協力を得ながら研究を進め、提言してきた。

一方、仮想通貨を巡っては様々な私法的課題も存在する。典型例としては、仮想通貨の私法上の性格決定があり、特に倒産時における所有者保護を巡り、債権か物権か何か等を法性決定する必要がある。前出・マウントゴックス事件を巡り、破産管財人に取戻権に基づく仮想通貨引渡し請求を棄却した東京地裁判決（平成 27 年 8 月 5 日 LEX/DB25541251）は、仮想通貨ビットコインは所有権の対象要件（民法 85 条にいう有体性と排他的支配可能性）を満たさないため所有権の客体にならないとしたが、本件に異議を唱える国内学説も様々あり、比較法的にも様々な裁判例（例：物権的保護を図った裁判例に英仏蘭等が存在）がある。実務的には信託の活用によって倒産手続からの保護が可能だが、私法上の性格をある程度国際的に統一した方が混乱を招く事態を回避できる。他方、仮想通貨と一口に言っても、その匿名性を活かした詐欺的な犯罪目的のものも多いため、公の秩序に対する思慮を欠いた裁判官が当事者のみの利益衡量で投資家保護を企図し、例えば一律に物権的保護を図ることは、前述の公法的課題を害する恐れがある。そこで本研究では、公法的課題と私法的課題の関連性を明らかにし、世界各国が参照できる国際モデル原則を提示することを目指した。また、有体物ではなくデジタル資産である仮想通貨の差押えを実現する方法の検討もあるが、これは仮想通貨交換所における約款整備のほか、技術的手法（たとえば Multisig 等の活用）によっても解決し得るため、こうした提言も活発に行った。

#### （2）研究中の状況変化

研究開始当初、日本の金融庁は仮想通貨ビジネスを育成する方向であったが、2018 年にコインチェック事件（約 580 億円のハッキング）が生じると規制強化に政策転換し、世界的にみても規制強化（結果的に取引抑制）の方向にある。この結果、投機対象の金融商品や金融制裁回避手段としての仮想通貨への注目度は依然として高いが、決済手段としての側面は薄れた。中国のように仮想通貨を全面的に禁止する国が増え、主要国が中央銀行デジタル通貨（CBDC）開発に軸足を移す中、世界各国が参照できる国際モデル原則を提示する本研究の当初課題の緊急性がやや薄れた。このため、本研究では仮想通貨だけでなく仮想通貨にインスパイアされたデジタル通貨一般（特に CBDC）に対象を拡げることとした。その上で、法的貨幣論の中心課題である「通貨や通貨主権とは何か」について国際法や国内法上の検討を深めた。

### 2. 研究の目的

上述の背景・動機に基づき、研究上の目的は、仮想通貨や仮想通貨を含むデジタル通貨一般を対象として、以下のような大・中・小の目的に分類することができる。

#### (1) 大目的

通貨や通貨主権を巡る法のあり方を探る上で、仮想通貨やデジタル通貨（特に CBDC）の登場が既存の決済秩序に及ぼす意味を考えるのが本研究の大目的である。従来、法定通貨である現金を中核として、その法定通貨を裏付けとする銀行預金が大量に流通する決済秩序が成り立ってきたが、仮想通貨は法定通貨の裏付けを持たず国家の規制も及ぼしがたい上、CBDC が実現すると銀行の金融仲介機能を無力化したり、通貨主権の国際競争を生む可能性がある。こうした中、通貨発行の国家独占を維持すべきか、銀行規制をどう構築するか、通貨主権の国際競争を解決する上で国際法は如何なる機能を果たすべきか、といった課題が生じるが、その解決を探るのが本研究の大目的である。

#### (2) 中目的

仮想通貨やデジタル通貨を巡る法秩序（公法・私法）を新たに構築する上で、様々な公法的課題や私法的課題の相互関連性を探り、「合成の誤謬」を除去し世界各国が参照できる国際モデル原則を提示すること、上記の公法的・私法的課題に対する法的・技術的な解決策を具体的に提示すること、それに必要な比較法調査や暗号学者等との協働研究を進めること、が本研究の中目的であり、研究題目である「国際仮想通貨法制を巡る統合モデル原則（私法・公法）の提案」に直結する。

なお、上記1(2)で述べた通り、研究中の状況変化に応じて、本研究は仮想通貨のみならず CBDC の提案にも踏み込んでいる。仮想通貨と CBDC は双方ともデジタル資産であるため、共通の法的課題（たとえば、上述1(1)にいう民法85条による所有権の有体性要件問題）が数多い。仮想通貨と同様に国際取引やサイバー空間で用いられ、技術的にも仮想通貨の技術にインスパイアされて開発されたものが CBDC であるので、本統合モデル原則（私法・公法）の提案も CBDC に応用できる。他方、仮想通貨は研究開始当初の予想に反して、決済手段というよりは投機性の高い金融商品としての発展を遂げたが、CBDC は法定通貨のデジタル化であり、まさに決済手段そのものであり、研究目的に叶う。

#### (3) 小目的

中目的を果たすため、仮想通貨・デジタル通貨の公法・私法・技術的論点につき、各々検討して提言を行うのが小目的である。

### 3. 研究の方法

上記目的を果たすため、法学諸分野に止まらず、暗号学や経済学等の様々な他分野の専門家の知見を国内外で得るため、本研究では以下の方法を採用した。

- (1) 学際・国際シンポジウムの活用（たとえば、仮想通貨を専門とする暗号学、経済学、会計学、実務家等とのシンポジウムや、英国等の海外専門家の招聘による国際シンポジウムを年に数回実施）
- (2) 海外比較法・実態調査（たとえば、仮想通貨ビットコインには発行体がないが、こうした仮想通貨に法人格を与える立法を準備中のマルタに赴いて立法担当者の話を伺ったり、米国等の仮想通貨シンポジウムに積極的に参加）
- (3) 国内外の文献調査（本分野に関する学術・実務書の発刊が世界中で相次ぐ中、積極的に文献・資料収集を実施）
- (4) 暗号学者との協働研究（過去のシンポジウムを通じて知己になった暗号学者と様々な協働研究を実施）

### 4. 研究成果

以下、(1)本研究題目に沿った成果（詳細は、拙著「デジタル化された通貨間の競争と通貨主権」国際商事法務48巻10号（2020年10月）参照。別途、英訳論文を公表予定）、(2)当該成果に派生する研究成果、および(3)最近の環境変化や内外の学術成果を踏まえた追加的研究成果の順に説明する。

#### (1) 本研究題目に沿った成果

本研究では、まず、最近の仮想通貨・デジタル通貨の発展を局面1（仮想通貨の生成・発展。ビットコイン等を想定）、局面2（デジタル通貨の生成・発展。Facebook のリブラ構想やステーブルコイン、CBDC 等を想定）として段階的に捉え直した。その際、カンボジアの CBDC が米国の許可なく米ドルを発行する点や中国のデジタル人民元に通貨主権を奪われる脅威から実用化を急いだ事実等を考慮して、将来起こり得る局面3（未来のデジタル通貨間競争）を提示し、各局面の現状と課題を明らかにした。

次に、法的課題の質的变化について検討し、技術発展に伴う法的課題の克服可能性や公法・私法上の論点の相互関連とミスマッチについて考察した。技術的解決では、法的に執行が困難な仮想通貨の差押えを Multisig を用いて実現する仕組みや プライバシー保護を図りつつ Rcgtech を実用化する仕組み、日本の規制に従わない海外の仮想通貨交換所（たとえば香港のバイナンス）にブロック（ネット切断）を課す対応策を提案した。公法・私法上の論点の相互関連については、たとえば、交換所に仮想通貨の分別管理を義務付ければ、私法上、仮想通貨を物権と看做さなくても信託法理で利用者保護を図り易く、裁判所が仮想通貨を物権として保

護する必要は必ずしもない。また、裁判官には法形成機能が勿論あるし、三権分立や私法秩序は当然配慮されるべきではあるが、裁判官が物権の範囲を不用意に拡大解釈すれば、法定通貨よりも強い法的保護を詐欺的な仮想通貨にすら一律に及ぼして通貨秩序を混乱させ得るなど、上記1(1)で述べたようなミスマッチが生じ、法秩序全体に合成の誤謬を及ぼす可能性がある。判決の効力は当事者のみに及ぶから大丈夫との反論もあり得るが、債権とは異なり物権は対世効を持ち、公共の福祉たる通貨秩序の安定にも当然影響し得る。また、デジタル通貨は国際取引になる可能性が高いところ、各国バラバラに私法秩序を形成すれば、法的安定性を崩す恐れがあり、国際的な最低限の原則が必要と考える。

他方、課題解決の鍵を撮る各国の通貨主権については、国際法上は時代遅れのお題目に止まっており、国内法上も未整備である。そこで、各国がこれから採るべき行動を国際モデル原則として纏めて提示した。結論たる「国際仮想通貨法制を巡る統合モデル原則(私法・公法)の提案」の内容を示せば、以下のとおりである。国際法協会での研究報告を予定していたが、コロナ禍で叶わず、Oxford University Press と Routledge から英語出版される書籍所収の論文として公表予定である(現在、初校終了段階)。

#### <国際統合モデル原則(案)>

各国は通貨主権を持ち、国際法上もそれが尊重されるため、民間通貨は通貨主権や法定通貨(法貨)秩序を脅かさない範囲で、取引の実情に応じて、原則として各国の判断で規律される。ただし、以下の点に留意すべきである。

通貨主権や法貨を巡る貨幣法の規定は、近代国家成立時に制定されたまま、適切な改正を経ていない。このため、デジタル化された民間通貨の発展により法貨との競合可能性が増加したことを受けて、各国は貨幣法の現代化や通貨主権を巡る法整備を進めるべきである。

国際金融や情報社会の進展に伴い、国内だけでなく国際社会の一致した対応が求められる領域が拡大したため、各国は、FATF や OECD 等が定める国際基準を適時・誠実に遵守する義務を負う。また、他国通貨のデジタル発行など、他国の法貨秩序に悪影響を及ぼす政策は、当該国との緊密な連絡調整の下に行わなければならない。仮に通貨発行国とデジタル発行国の管轄権が競合する場合は、当該通貨発行国の管轄権が優先すべきである。

各国は、公法・私法上の論点相互の連関性を適切に考慮し、管轄官庁同士の政策調整の齟齬や政策と判決とのミスマッチが生じないように努めるべきである。たとえば、裁判官は仮想通貨やデジタル通貨などの法的性質を物権と構成する場合、当該国の私法秩序に止まらず、国内外の法貨秩序や公法上の規制に与える影響をも適切に考慮に入れて慎重に判断すべきである。

国際法上も、米ドル覇権を前提とした金融制裁秩序の変容への対応、通貨主権に基づく規制管轄権の国際競合が生じた場合の紛争解決ルール(管轄権の優先順位を条約等で制定)・機関の整備(国際司法裁判所よりも簡易な国家間紛争解決の場の創設)など、を進めるべきである。

#### (2) 当該成果に派生する研究成果

暗号学者、経済学者、会計学者や外国専門家等との協働シンポジウムを多数開催し、実務家や暗号学者、指導学生との共著論文を多数刊行して、研究に広がりを持たせ、学会活動にも大いに貢献することができた。

#### (3) 追加的な研究成果

本研究成果を足掛かりに「法的貨幣論序説」として研究成果を体系化する試みを行っており、通貨と通貨主権に関して、国際法・比較法的検討に加えて、歴史的・経済的・社会学的検討を加味した論文を、成文堂から本年刊行予定の早稲田大学法学会百周年記念論文集【民事法編】(初校終了)に執筆したほか、中央経済社から単著で刊行予定で執筆中である。

以上

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計40件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 7件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 55
2. 論文標題 再論：暗号資産・デジタル通貨の有体性と通貨主権	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 比較法学55巻3号	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 竇木和夫・久保田隆	4. 巻 50-3
2. 論文標題 デジタルマネーのセキュリティ&プライバシー	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 318-312
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 久保田隆	4. 巻 50-2
2. 論文標題 サイバー空間における日本法の域外適用の課題	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 160-165
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Takashi Kubota, Chris Jacobson	4. 巻 40
2. 論文標題 Overviw and Tips for Foreign Researchers Using the Japanese Law Translation (JLT) Website	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Waseda BUlletin of Comparative Law	6. 最初と最後の頁 1-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 該当する

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 50-1
2. 論文標題 新たな学会設立の試み	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 65-68
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 256
2. 論文標題 統一法と国際私法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト 国際私法判例百選 第3版	6. 最初と最後の頁 36-37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 63
2. 論文標題 暗号資産交換業者に業務対象外のテザーを誤送信した場合の返還請求の可否	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 26-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 49-8
2. 論文標題 暗号資産・CBDCの法的提言	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1022-1025
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 49-6
2. 論文標題 暗号資産・デジタル通貨の有体性と通貨主権	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 742-747
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 49-4
2. 論文標題 私の研究紹介 : 国際取引法学と決済学の構築	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 518-521
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Takashi Kubota	4. 巻 -
2. 論文標題 Monetary Sovereignty and future global CBDC competition: A Japanese Perspective	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国際経済法学会記念論文集でRoutledgeから刊行する書物の1章	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Takashi Kubota	4. 巻 -
2. 論文標題 Japanese and International Law Developments of Crypto and Digital Currencies	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 国際法協会通貨法委員会論文集でOUPから刊行する書物の1章	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 2021年2月8日号
2. 論文標題 通貨主権を馬われず、競争に勝つためのCBDCの議論を進めよ	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 金融財政事情	6. 最初と最後の頁 22, 25
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Takashi KUBOTA	4. 巻 1
2. 論文標題 Chapter 6. Implementation of Financial Sanctions by a State and its Legal Challenges: The Case of Sanctions-related Laws of the United States	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 United Nations Financial Sanctions, Routledge (2020), Edited By Sachiko Yoshimura	6. 最初と最後の頁 80, 95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 48巻10号
2. 論文標題 デジタル化された通貨間の競争と通貨主権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1390, 1395
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆、岡部真典	4. 巻 48巻7号
2. 論文標題 倒産時における暗号資産の顧客保護を巡る主要国の裁判例	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 974, 976
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -



1. 著者名 久保田隆、渡邊崇之	4. 巻 48巻5号
2. 論文標題 RegTechを巡る法規制・実務の現状と課題	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 675, 679
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 47
2. 論文標題 UNCITRALモデル法とブロックチェーン	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 619-621
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆・山口耕助	4. 巻 47
2. 論文標題 ブロックチェーンに関するマルタの新法について～概要と国際裁判管轄・準拠法の検討～	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1014-1017
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆 (中国語訳: 王萬旭)	4. 巻 18
2. 論文標題 簡論虚偽貨幣的規制	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中日民商法研究	6. 最初と最後の頁 362-369
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 21
2. 論文標題 暗号資産（仮想通貨）とCBDCおよび暗号学・法学の協働可能性について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商取引学会年報	6. 最初と最後の頁 161-172
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 47
2. 論文標題 暗号資産の強制執行・信託・データ保護を巡る学際シンポジウムの概要	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1147-1150
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 70-35
2. 論文標題 諸外国の審査結果から読み解く日本への重要な示唆	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融財政事情	6. 最初と最後の頁 19-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 726
2. 論文標題 仮想通貨交換業者マウントゴックスを巡る破産債権査定意義の訴えで、顧客の主張するビットコイン返還請求権等が認められなかった事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例時報（判例評論）	6. 最初と最後の頁 143-149
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 劉翹楚・久保田隆	4. 巻 47
2. 論文標題 仮想通貨（暗号資産）の法的性質を巡る中国裁判例の紹介	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1274-1278
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 久保田隆・ジョンテイラー・益田江美	4. 巻 48
2. 論文標題 暗号資産・デジタル通貨の規制をめぐる国際シンポジウムの概要	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 226-229
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 46巻5号
2. 論文標題 コインチェック事件以後の法的展開	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 687-690
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 46巻9号
2. 論文標題 仮想通貨規制を巡る一考察	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1279-1282
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 47巻1号
2. 論文標題 仮想通貨・ブロックチェーンを巡る国際ルールの形成	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 75-78
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 47巻2号
2. 論文標題 暗号資産とCBDCを巡る一考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 174-180
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆・宝木和夫	4. 巻 47巻3号
2. 論文標題 仮想通貨の強制執行を巡る法的課題に対する技術的解決の可能性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 349-351
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 第4号
2. 論文標題 国際シンポジウム：ウォルデン教授の講演概要	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際取引法学会	6. 最初と最後の頁 21-30
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 2019年1月21日号
2. 論文標題 小口の中央銀行デジタル通貨の実現可能性と諸論点	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融財政事情	6. 最初と最後の頁 38-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 21号
2. 論文標題 暗号資産 (仮想通貨) とCBDCおよび暗号学・法学の協働可能性について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 国際商取引学会年報	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 17巻
2. 論文標題 「金塊事件」興日本的反洗錢対策	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 中日民商法研究	6. 最初と最後の頁 292-298
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 20号
2. 論文標題 ブロックチェーンシンポジウムの概要	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際商取引学会年報	6. 最初と最後の頁 159-161
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 45
2. 論文標題 仮想通貨・ブロックチェーンを巡る最近の国際機関の動き	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1615-1618
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 45
2. 論文標題 ブロックチェーンと国際取引	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際商事法務	6. 最初と最後の頁 1438-1444
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 16
2. 論文標題 日本虚偽貨幣規制法的概要と課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 中日民商法研究	6. 最初と最後の頁 169-181
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 久保田隆	4. 巻 15
2. 論文標題 日本虚偽貨幣規制法的概要と課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 中日民商法研究	6. 最初と最後の頁 139-145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

〔学会発表〕 計29件（うち招待講演 10件 / うち国際学会 11件）

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 域外適用の基礎理論と課題
3. 学会等名 国際商事研究学会域外適用シンポジウム
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 CBDCのプライバシー確保：法的課題
3. 学会等名 国際取引法学会契約法制部会・国際商事研究学会シンポジウム
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 CBDCとデジタル人民元：課題と日本への示唆
3. 学会等名 経団連21世紀政策研究所国際法研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 暗号資産の金融法的規制
3. 学会等名 中国社会科学院法学研究所・早稲田大学比較法研究所共催：日中共同シンポジウム「新技術と法」セッション3
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 法政策上の提言
3. 学会等名 国際商取引学会・暗号資産・デジタル通貨シンポジウム
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 暗号通貨・デジタル通貨の有体性と通貨主権
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究所シンポジウム
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 デジタル通貨間競争と通貨主権をめぐる法的検討
3. 学会等名 日本金融学会2021年度春季大会（於：麗澤大学オンライン）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 暗号資産・デジタル通貨の有体性と通貨主権
3. 学会等名 国際取引法学会オンライン国際契約法制部会
4. 発表年 2021年



1. 発表者名 Takashi KUBOTA
2. 発表標題 Possible Conflict of Monetary Sovereignty in Asia in Light of CBDC
3. 学会等名 MOCOMILA, ILA (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 デジタル化された通貨間の競争と通貨主権
3. 学会等名 国際商取引学会オンライン全国大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Takashi KUBOTA
2. 発表標題 CISG and Supply Chain Management under the COVID-19 Crisis: The Japanese Perspective
3. 学会等名 CISG@40 Conference, UNCITRAL/ CIICA (Pakistan) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 暗号資産(仮想通貨)法制の国際合意の課題: 公法・私法上の論点の相関関係を踏まえて
3. 学会等名 国際取引法学会オンライン全国大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Takashi KUBOTA
2. 発表標題 Crypto Assets: The Japanese Perspective
3. 学会等名 MOCOMILA, April 26, 2019, HKMA, Hong Kong, China (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 仮想通貨 (= 暗号資産) の法的処理: 法学からのアプローチ
3. 学会等名 【早大比研・セコム財団シンポジウム主催】法学と暗号学で考える暗号資産法制の未来: 強制執行を中心に
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 仮想通貨 (暗号資産) を巡る日本の裁判例と学説紹介
3. 学会等名 中日民商法研究会2019年9月14日 (於: 雲南大学) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 暗号資産を巡る日本の法的状況と課題
3. 学会等名 DLTセミナー報告2019年10月18日、於: 名古屋大学経済学卯 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takashi KUBOTA
2. 発表標題 Crypto Assets and Digital Currency: A Japanese Legal Perspective, Dec. 12, 2019, Waseda,
3. 学会等名 【早大比研・セコム財団シンポジウム主催】 International Symposium on “Legal and Practical Challenges of FinTech and Crypto Assets” (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 国際資金移動と法規制～ブロックチェーンの衝撃
3. 学会等名 国際法協会日本支部（於：東大本郷・福武ホール、2018年4月28日）（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Takashi KUBOTA
2. 発表標題 Japanese Law and Regulation of Cryptocurrency
3. 学会等名 ILA MOCOMILA, at IESE Barcelona, May 18, 2018 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 仮想通貨規制を巡る一考察
3. 学会等名 中日民商法研究会（於：福州大学、2018年9月8日）（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Takashi KUBOTA
2. 発表標題 Legal Perspectives about Cryptocurrencies, Blockchain and Central Bank Issues
3. 学会等名 New Legal Challenges for Modern Central Banking, Lima Banco Central de Reserva del Peru, Nov. 9, 2018 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 暗号資産(仮想通貨)とCBDCおよび暗号学・法学の協働可能性について
3. 学会等名 国際商取引学会(於:同志社大、2018年11月17日、予定討論者:田澤元章明学大教授)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保田隆(コーディネータ)
2. 発表標題 UNCITRALモデル法(MLETR)とブロックチェーン
3. 学会等名 国際取引法学会(於:早大、2019年3月16日)(国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takashi KUBOTA
2. 発表標題 Crypto Assets: The Japanese Perspective
3. 学会等名 ILA MOCOMILA, at HKMA Hong Kong, April 26, 2019 (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 暗号資産の差押え：法的観点から
3. 学会等名 早稲田大学比較法研究所シンポジウム（於：小野講堂、2019年7月6日）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 ブロックチェーンの法的課題
3. 学会等名 早稲田大学産研アカデミックフォーラム（5/13）（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 （新しい金融取引技術）ブロックチェーンを巡る国家管轄権問題
3. 学会等名 アジア国際法学会日本協会（6/25、早稲田大学）（国際学会）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 ブロックチェーンと国際取引法
3. 学会等名 国際商取引学会（11/12、一橋大学）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 久保田隆
2. 発表標題 クラウドコンピューティングの契約対応
3. 学会等名 国際取引法学会 (3/17、明治学院大学)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 久保田隆	4. 発行年 2021年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 298
3. 書名 国際取引法講義 第3版	

1. 著者名 久保田 隆	4. 発行年 2018年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 312
3. 書名 国際取引法講義 第2版	

1. 著者名 久保田隆	4. 発行年 2017年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 294
3. 書名 国際取引法講義	

1. 著者名 久保田隆編著	4. 発行年 2018年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 258
3. 書名 ブロックチェーンをめぐる実務・政策と法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計1件

国際研究集会	開催年
国際取引法学会国際シンポジウム「UNCITRALモデル法とブロックチェーン」(2019年3月16日、於：早大)	2019年～2019年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------